

山口市中小企業事業資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市内の中小企業者の事業経営に必要な資金を融資することにより経営基盤の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 取扱金融機関 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と保証に関する約定を締結している金融機関のうち、市長が指定した金融機関をいう。

(保証)

第3条 保証協会は、中小企業者がこの要綱に定めるところにより取扱金融機関から融資を受けることについて、この制度に係る出捐金の20倍に相当する額を限度としてその融資を保証する。

(出捐又は貸付)

第4条 山口市（以下「市」という。）、山口商工会議所、山口県央商工会及び徳地商工会（以下「会議所及び商工会」という。）は、前条の保証融資の原資として保証協会に対して出捐をする。

(融資対象者)

第5条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、かつ引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの
- (2) 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの
- (3) 市税等すべてを完納しているもの
- (4) 保証協会の保証対象業種を営むもの

(資金使途)

第6条 融資金の種類は、運転資金及び設備資金とする。

(融資条件)

第7条 融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1事業者につき1,500万円以内
- (2) 融資利率 別に定める。
- (3) 保証料率

保証協会が決定した保証料率の42パーセントとする。ただし、責任共有保証料率の適用範囲外となる保証制度を利用する場合は、その保証制度の定めた保証料率とする。

- (4) 償還期限 10年以内
- (5) 返済方法

ア 原則として月賦償還とする。

イ 1年以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」(20240115 中庁第15号令和6年1月18日制定)に定めるとおりとする。

(7) 担保

原則として担保を徴求しない。

(8) 融資方法

手形貸付又は証書貸付

(9) 取扱金融機関

ア 山口銀行

イ 西京銀行

ウ 萩山口信用金庫

エ 西中国信用金庫

(10) 保証料補助

別に定める。

(申込手続)

第8条 融資を受けようとする者は、申込書を山口商工会議所、山口県央商工会又は徳地商工会に提出しなければならない。

(融資の審査)

第9条 会議所及び商工会は、融資の審査に当たっては、審査会を開催し、当該審議会に次に掲げる機関を参加させ、その同意を得なければならない。

(1) 市

(2) 取扱金融機関

(3) 保証協会

2 会議所及び商工会は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をする暇がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず各機関と協議して融資の決定をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(副申書の送付)

第10条 会議所及び商工会は、前条に基づき融資することについて適当と認めたときは、申込書に副申書を添付して保証協会に送付する。

(信用保証料率軽減の補てんー保証協会)

第11条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において保証協会に対し、信用保証料率軽減による信用保証料収入減少分の一部を補う補てん金を支払うものとする。

2 前項に規定する補てんは、毎年度、市が保証協会と契約を結ぶこととし、補てん金の額については、契約書の定めによる計算方法により算出した額とする。

(報告)

第12条 会議所及び商工会は、市長が貸付状況の報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(原資預託等)

第13条 この制度の円滑な運用を図るため、市は毎年度予算の範囲内で次のとおり原資預託を行う。

- 2 市は、この制度運用に必要な原資を取扱金融機関の融資状況に応じて預託する。
- 3 預託は、無利子とし、預託を受けた取扱金融機関は、預託額の4倍協調以上の融資残高を保有するよう努めなければならない。
- 4 預託金額の配分調整は、市が行い、取扱金融機関と預託契約を結び実施する。
- 5 預託の時期は、原則として取扱金融機関の前年11月末日の融資実績に対して、4月10日に行うものとし、翌年の3月31日に回収する。

(業務協力)

第14条 市、会議所及び商工会は、この制度にかかる融資額の回収及び求償権の行使につき取扱金融機関及び保証協会に協力する。

(特例措置)

第15条 市長は、著しい経済環境の変化その他特別の理由により、中小企業者の経営に深刻な影響が生ずると判断される場合には、この要綱に定める融資条件その他の事項について特例措置を講ずることができる。

- 2 前項に規定する特例措置の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(運営委員会)

第16条 市長は、この制度の運用に当たり、改正等基本的事項を審議するため運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市
- (2) 取扱金融機関
- (3) 保証協会
- (4) 会議所及び商工会

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が保証協会及び会議所及び商工会と協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市きんもくせい資金融資制度要綱、小郡町一般資金融資要綱、秋穂町特別小口融資保証制度実施要綱、阿知須町特別小口融資に関する条例、阿知須町特別小口融資に関する条例施行規則、阿知須町特別小口融資審査委員会規則、徳地町小企業特別融資に関する条例の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日までに、改正前の山口市中小企業事業資金制度要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。